

児童手当を支給します

児童手当の6月定期支給分を6月9日(金)に、あらかじめ指定された受給者名義の金融機関口座に振り込みます。

今回支給する手当は、平成29年2月～5月の4か月分です。

なお、平成28年10月に1年分の支給額を通知しましたが、その金額に変更のない方については、個別に通知を行いませんので、預金通帳などで入金を確認してください。

児童手当・特例給付現況届を提出してください

この届は、毎年6月1日における状況を確認し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。この届がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりますので、注意してください。

現況届は6月上旬に郵送しますが、届かない場合は連絡してください。

対象者 平成29年5月まで児童手当を受給していた方

受付期限 6月30日(金)

受付時間 午前8時30分～午後5時15分(土日は除く)

※ただし、6月5日(月)～10日(土)の期間は、土曜日も含めていきいき広場2階に特設窓口を開設します。

※10日(土)の受付時間は、午前8時30分～午後5時です。

受付場所 いきいき広場3階こども育成グループ

※今年度より受付場所が変更になりましたので、注意してください。

※郵送による提出も受付可(郵送代は受給者負担)

提出書類

- 児童手当・特例給付現況届
 - 受給者が厚生年金などに加入している場合は、受給者本人の健康保険証の写し
 - 平成29年1月1日に高浜市に住所がなかった方のみ、平成29年度(平成28年分)児童手当用所得証明書
- ※そのほか、必要に応じて提出する書類がありますので、詳しくは問い合わせてください。

問合せ先 いきいき広場内こども育成グループ(児童手当担当) ☎52-1111(内線362)

「避難準備情報」の名称が変更されました

昨年台風第10号による水害において、死者・行方不明者27人となるなど、東北・北海道の各地で甚大な被害が発生しました。とりわけ、岩手県岩泉町では、グループホームが被災し、入所者9人が全員亡くなるなど、高齢者の被災が相次ぎました。

この水害では、高齢者施設において適切な避難行動がとられなかったことを重く受けとめ、高齢者などが避難を開始する段階であるということを明確にするため、避難情報の名称が下表のとおり変更されました。

自宅や学校・職場などにはどのような危険があるのか、近くの避難場所・避難所はどこなのかなどについてあらかじめ確認し、いざというときの避難行動について考えておきましょう。

変更前	変更後	とるべき行動
避難準備情報	避難準備・高齢者等避難開始	高齢者、障がいのある方、乳幼児のいる方などは避難を開始してください。 そのほかの方は、いつでも避難できるよう準備しましょう。
避難勧告	避難勧告	避難場所へ避難をしてください。 ※外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、屋内のより安全な場所に避難をしましょう。
避難指示	避難指示(緊急)	まだ避難していない方は、直ちに避難をしてください。 ※外出することでかえって命に危険が及ぶような状況では、屋内のより安全な場所に避難をしましょう。

問合せ先 国都市防災グループ ☎52-1111(内線228・284)